

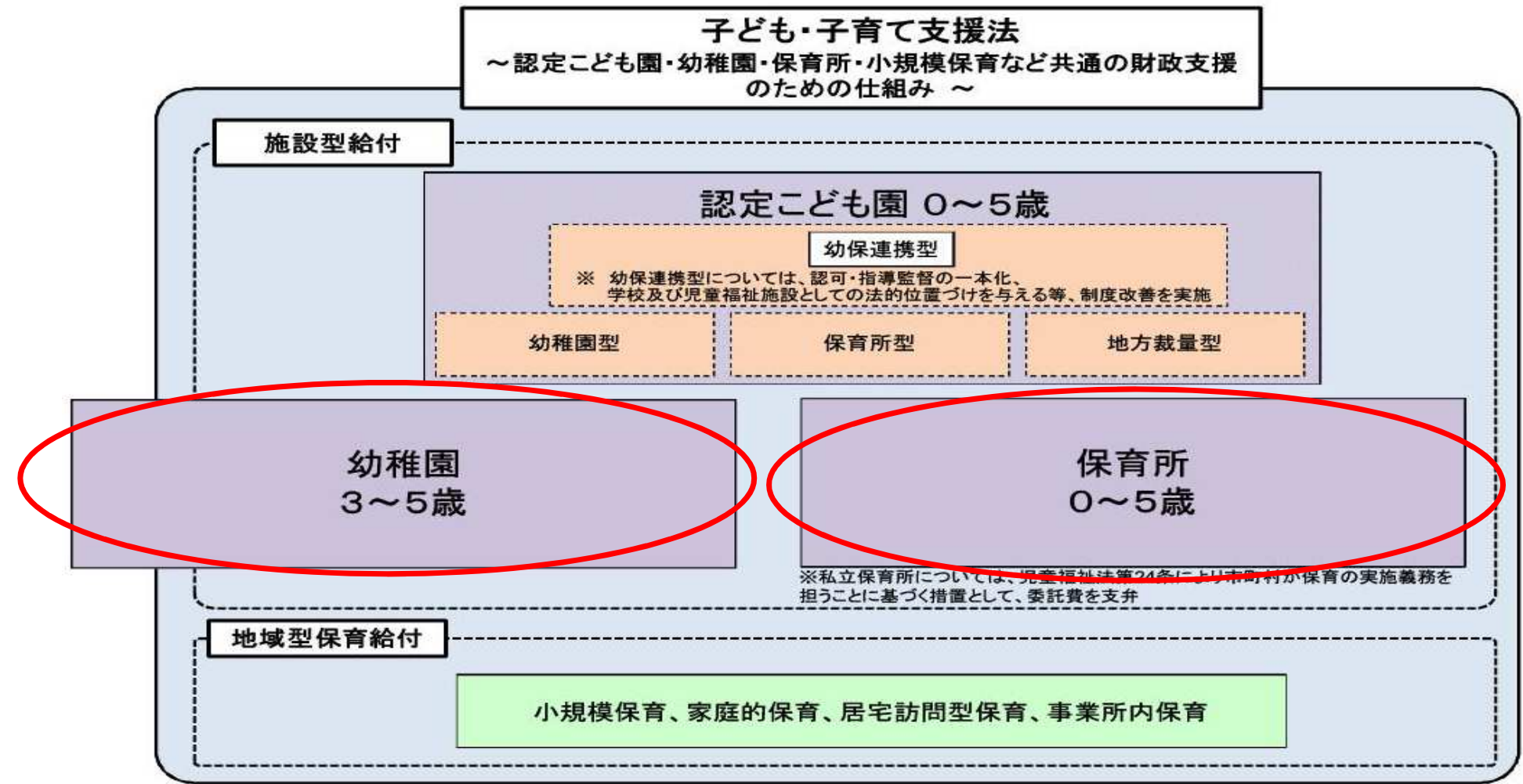
保育所・幼稚園等の 利用について

平成26年10月
府中市子ども家庭部保育支援課



保育所・幼稚園等の利用について

認定の対象となる施設・事業



認定の対象となる施設・事業

保育所



府中市の認可保育所(公立16施設・私立26施設)は**全て**
新制度の対象施設となります。

幼稚園



府中市の幼稚園(公立3施設・私立17施設)のうち、**27年度は**
公立3施設・私立2施設が新制度の対象施設となります。

支給認定と3つの認定区分

対象となる施設を利用する場合、
保護者は、市から支給に係る**認定**を受ける必要があります。

3つの認定区分



認定区分	年齢	事由	必要量	利用先
1号認定	満3歳以上	教育を希望	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園 地域型保育事業

保育所・幼稚園等の利用について

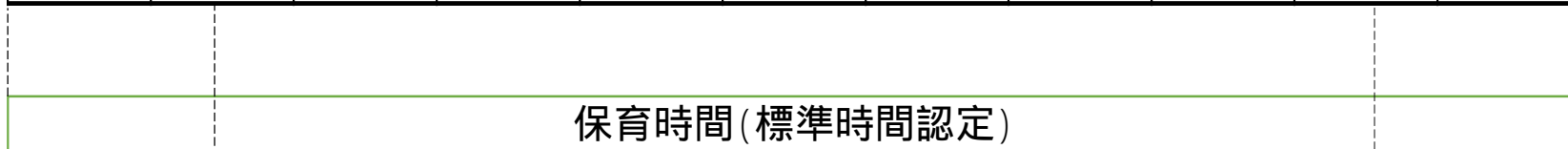
保育標準時間と保育短時間

保育標準時間 最大11時間の利用

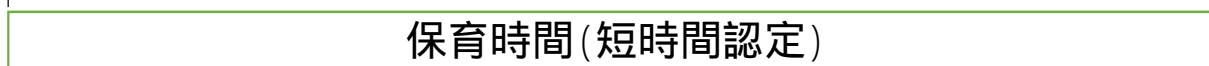
保育短時間 最大8時間の利用

施設ごとに保育時間を設定

7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



7時～18時

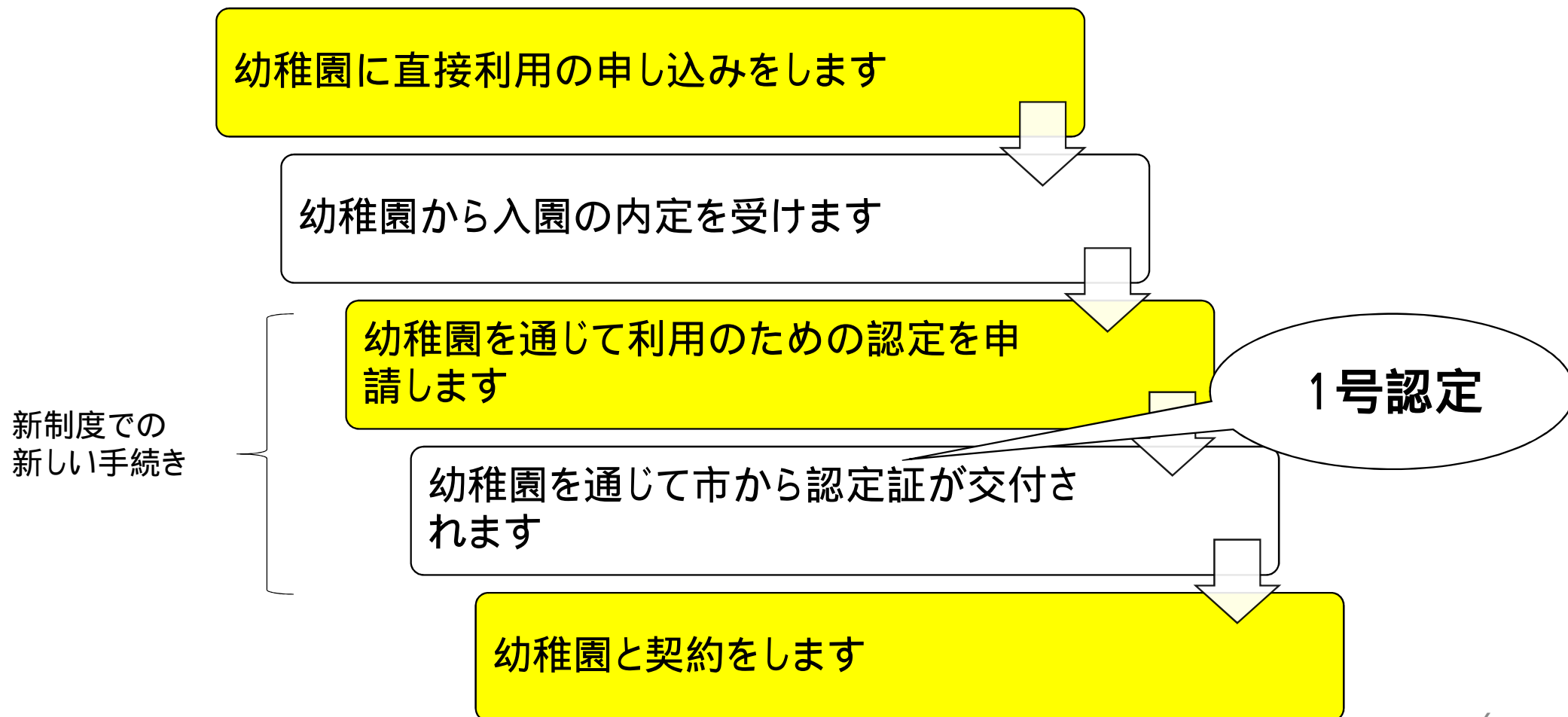


8時半～16時半

府中市では、全施設で同じ保育時間を設定

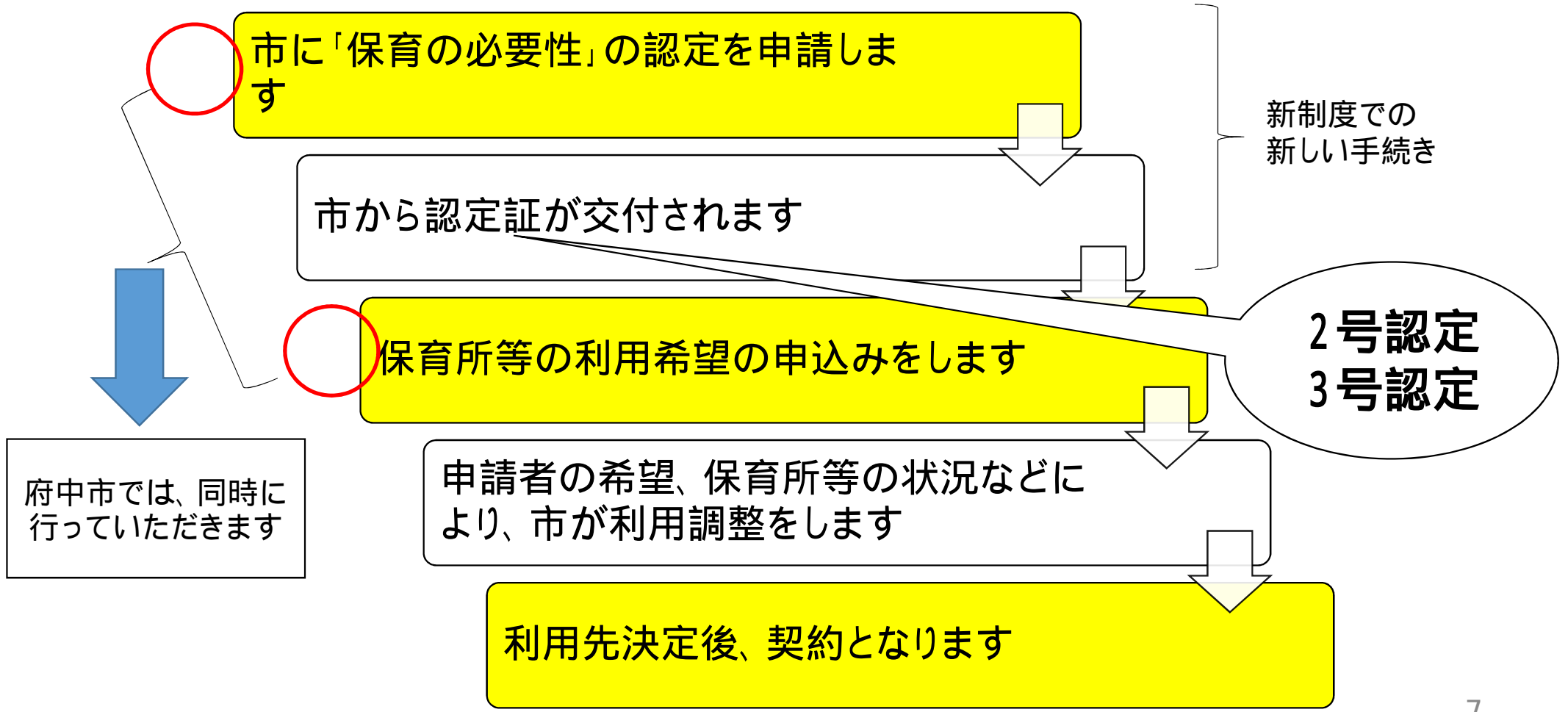
保育所・幼稚園等の利用について

1号認定（幼稚園）利用の流れ



保育所・幼稚園等の利用について

2・3号認定（保育所）利用の流れ



保育所・幼稚園等の利用について

在園中の方（保育所・幼稚園）の流れ

今年度は、どなたも申請
が必要です

各保育所・幼稚園を通じて**認定を申請**し
ます（2月頃を予定）

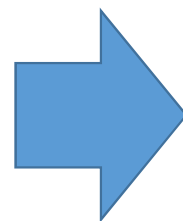
市から各保育所・幼稚園を通じて認定
証を交付します

引き続き保育所・幼稚園を利用します

保育所・幼稚園等の利用について

1号認定（幼稚園）の利用者負担

階層区分	推定年収	現行の保育料
生活保護世帯	-	0円
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
市民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
市民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
市民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



国基準のイメージ

階層区分	利用者負担
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
市民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
市民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
市民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

保育所・幼稚園等の利用について

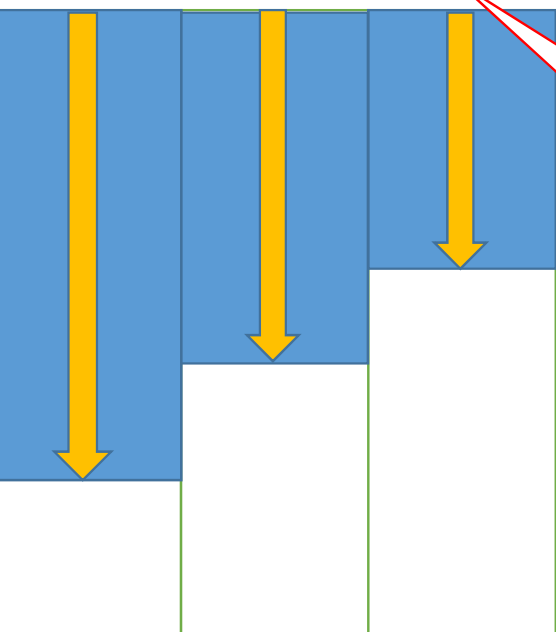
1号認定（幼稚園）の利用者負担

現行制度

後で補助金を交付

各園で設定した保育料を支払う

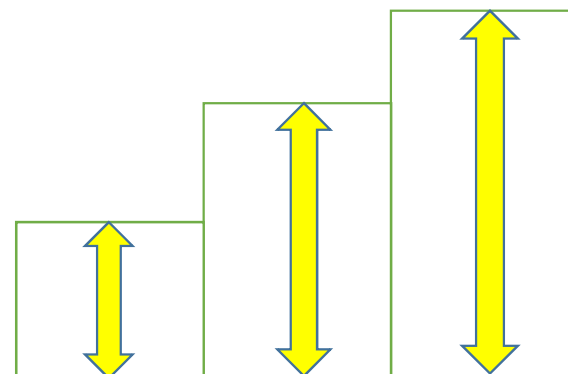
所得に応じた



新制度

市の設定した保育料を支払う

所得に応じた



保育所・幼稚園等の利用について

2号認定（保育所）の利用者負担

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
生活保護世帯	-	0円
市民税非課税世帯	～260万円	6,000円
市民税課税世帯	～330万円	16,500円
所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円



国基準のイメージ

階層区分	利用者負担額	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	6,000円	6,000円
所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

保育所・幼稚園等の利用について

3号認定（保育所）の利用者負担

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
生活保護世帯	-	0円
市民税非課税世帯	～260万円	9,000円
市民税課税世帯	～330万円	19,500円
所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円



国基準のイメージ

階層区分	利用者負担額	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	9,000円	9,000円
所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

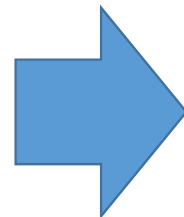
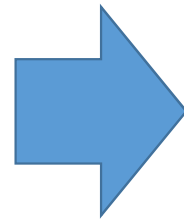
保育所・幼稚園等の利用について

2号・3号認定（保育所）の利用者負担

現行制度

・**所得税**による階層決定

・保育必要量は1区分のみ



新制度

・**市民税**による階層決定

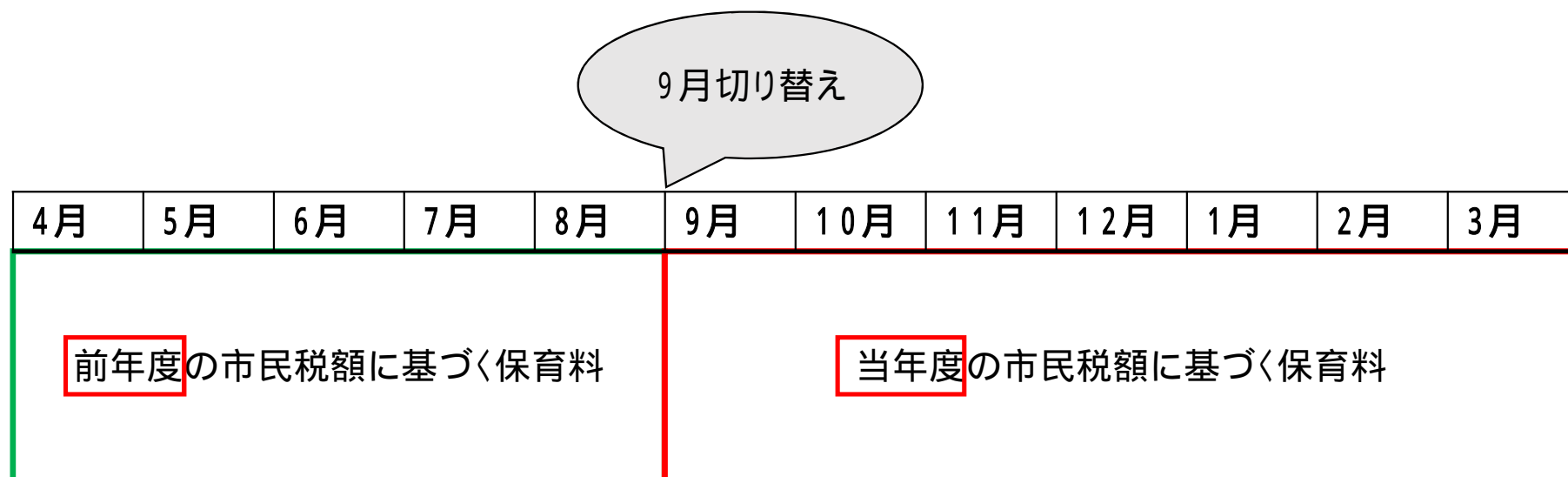
・保育必要量により、**2区分**
の保育料を設定

標準時間と短時間

保育所・幼稚園等の利用について

利用者負担の切り替え時期

新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。



利用者負担の市の方針

1号認定

階層区分



国基準イメージの階層区分を基に設定

利用者負担額



現在の私立幼稚園の入園料や保育料、現在市で実施している利用者への補助事業を踏まえて設定

2号・3号認定

階層区分



現在の市の階層区分(17階層)を基に、所得税を市民税に置きかえて設定

利用者負担額



標準時間認定は現行の保育料と同水準に設定

短時間認定は現行の保育料の 1.7% (国基準の率)を基に設定

最終的な階層区分・負担額は、予算編成過程を経て決定します。

3月頃の見込み

ご清聴ありがとうございました。



【本資料の問合せ先】
府中市保育支援課コールセンター
0570 - 00 - 0419